



聖心女子大学同窓会宮代会会則(1979年6月)

第 一 章 総 則

(名称)

第1条 この会は聖心女子大学同窓会宮代会(みやしろかい)という。

(所在地)

第2条 この会は事務所を東京都渋谷区広尾四丁目三番一号(旧町名渋谷区宮代町一番地)聖心女子大学構内におく。

(支部)

第3条 この会は理事会の議決を経て必要の地に支部をおくことができる。

2. 支部は会則第4条に基づき活動を行う。
3. 支部に対しては、第10条の規定を準用して第1項の認可を取り消すことができる。

(目的)

第4条 この会は聖心女子大学建学の精神に基づき、会員の親睦と向上をはかり、同大学の発展に寄与し、もって社会に貢献することを目的とする。

(事業内容)

第5条 この会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 名簿および会報の発行
- (2) 講演会・研究会開催等の文化活動
- (3) 同窓会館の運営
- (4) 奨学金の給付、その他による母校への協力
- (5) 社会福祉活動
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

第 二 章 会 員

(資格)

第6条 この会の会員は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 聖心女子大学卒業者
- (2) 準会員 聖心女子大学に2年以上在籍し、2名以上の正会員推薦者を有し、理事会の入会許可を得た者
- (3) 名誉会員 理事会の議決をもって推薦され、これを承諾した者

(会費)

第7条 会員は入会時まで別に定められた会費を納めなければならない。ただし、名誉会員はこの限りではない。

2. この会の会費は終身会費制とする。
3. 既納の会費は理由のいかんを問わずこれを返還しない。
4. 会費未納者は第8条の権利ならびに選挙権および被選挙権を有しない。

(権利)

第8条 全会員は総会における議決権を有し、この会が刊行する会報および図書の優先的配布を受けることができる。

2. 準会員および名誉会員は役員の選挙権および被選挙権を除き、正会員と同じ権利を有する。

(資格の喪失)

第9条 会員は死亡、失踪宣告および除名によってその資格を喪失する。

(除名)

第10条 会員がこの会の名誉を傷つけ、または会員としての義務を怠ったときは、総会の議決により除名することができる。

第 三 章 役員および級幹事

(役員)

第11条 この会には、次の役員をおく。

会長 1 名 副会長 2 名 理事 15 名以上 23 名以内 監査 2 名

(役員の選出法)

第12条 会長および副会長は、全正会員のうちから推薦された候補者につき理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。

2. 理事は別に定める細則に基づき卒業後44年以内の正会員より選任する。
3. 理事は毎年半数を改選する。
4. 監査は全正会員のうちから推薦された候補者につき理事会において選任し、総会の承認を得るものとする。

(会長、副会長)

第13条 会長はこの会の業務を統轄し、この会を代表する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたとき、その職務を代行する。

(理事)

第14条 理事は理事会を組織してこの会に必要な事項を決定し、執行する。

(監査)

第15条 監査は会計監査の職務を行う。

2. 監査は理事会に出席して職務上の意見を述べることができる。

(任期)

第16条 会長、副会長の任期は3年とし、再任を認めない。

2. 監査の任期は3年とし、連続3期にわたらない限り再任を妨げない。
3. 理事の任期は2年とする。
4. 補欠または増員により選出された役員の任期は前任者または現任者の残任期間とする。
5. 役員は、その任期終了後においても、後任者が就任するまでは、なおその職務を行う。

(級幹事)

第17条 正会員および準会員は各卒業回毎に1名以上の級幹事を互選する。

2. 級幹事の任期は1年とし再任を妨げない。
3. 級幹事は理事会の業務執行を補佐し、各回会員と理事会との連絡にあたる

第 四 章 会 議

(理事会の構成)

第18条 理事会は会長、副会長、理事をもって構成する。

2. 理事会の議長は会長がこれに当たる。

(理事会の招集)

第19条 理事会は会長が招集する。

2. 会長は理事の3分の1以上から会議の目的および理由を掲げた請求があったとき、理事会を招集しなければならない。
3. 招集の通知は事前に役員(全員)に発せられる。

(理事会の運営)

第20条 理事会は会務の執行のため必要と認めるときは委員会を設置することができる。

2. 理事会は必要に応じて事務職員を置くことができる。

(理事会の議決)

第21条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。

ただし、当該議事につき書面をもってあらかじめ意志を表示した者は出席者とみなす。

2. 理事会の議事は出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の招集)

第22条 通常総会は毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に会長が招集する。

2. 臨時総会は、理事会が必要と認めたとき、又は会員の総数の10の1以上にあたる会員が会議の目的とする事項および招集理由を記載した書面を会長に提出して請求したとき、速やかに会長が招集する。
3. 総会の招集は少なくとも10日以前にその会議に付議すべき事項、日時および場所を記載した書面をもって会員に通知する。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は会長がこれに当たる。

(通常総会の承認事項)

第24条 次の事項は通常総会に提出して、その承認を得なければならない。

- (1) 事業報告および収支決算についての事項
- (2) 事業計画および収支予算についての事項
- (3) 役員人事に関する事項
- (4) その他、理事会において必要と認めた事項

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この会則に別段の定めがある場合を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議決権行使の委任)

第26条 会員は総会における議決権の行使を書面をもって他の出席会員に委任することができる。

この代理権の授与は総会ごとに行わなければならない。

(議事事項の通知)

第27条 総会の議事要項および承認ならびに議決した事項は、会員に通知する。

(議事録の作成、保存)

第28条 すべての会議には、議事の経過の要領およびその結果を記載した議事録を作成し、議長および出席者代表2名以上が書名押印の上この会でこれを保存する。

第 五 章 資産および会計

(資産)

第29条 この会の資産は次のとおりとする。

- (1) この会設立当初からの別紙財産目録記載の財産
- (2) 会 費
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) 寄付金品
- (6) その他の収入

(事業計画、収支予算)

第30条 この会の事業計画およびこれに伴う収支予算は理事会が編成し総会に承認を得るものとする。

2. 予測しがたい経費の支出については、理事会の責任でこれを行うことができる。
この支出については理事会は事後に総会の承認を得なければならない。

(収支決算、他)

第31条 理事会は毎会計年度に次の書類を作成し、監査の監査を受けたのち、通常総会に提出して、その承認を得るものとする。

- (1) 収支決算書 (2)財産目録書 (3)事業報告書

(収支予算外の行為)

第32条 第30条で定める場合その累積した額が当該会計年度内の収入で償還できる範囲内の借入金を除き新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、総会の3分の2以上の議決を経なければならない。

(会計年度)

第33条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第 六 章 会則の変更ならびに会の解散

(会則の変更)

第34条 この会則の変更は理事会および総会において、おのおの3分の2以上の議決を経なければならない。

(解散)

第35条 この会の解散は理事会および総会において、おのおの4分の3以上の議決を経なければならない。

第 七 章 細 則

(施行細則)

第36条 この会則施行についての細則は理事会の4分の3以上の議決を経て別に定める。

附 則

この会則は1980年3月1日より施行する。

但し、1986年3月第6条・第11条各一部、1989 年3月第16条一部、2000年2月 第11条一部、2004年2月 第11条一部を改訂した。2017年2月第5条(3)を改訂した。2024年2月第11条及び33条の一部改訂、第25条一部を削除した。

聖心女子大学同窓会宮代会会則(1979年6月)

細 則

1986年3月1日より施行

- 第3条 細則 支部設置の申請は10名以上の会員が区域を指定して行う。
2. 支部は年1回以上理事会に活動報告を行う。
 3. 支部に対し本会は金銭的援助を行わない。
- 第6条 細則 卒業名簿に記載された者は、すべて卒業年度に合わせて同窓会名簿に記載する。
2. 除籍処分を受けた者は準会員になる資格がない。
 3. 準会員になった者は入学時の回生に属する。
 4. 宮代会会員でない、聖心女子大学大学院修了生(含博士課程満期退学)も正会員となる資格を有する。
- 第7条 細則 終身会費は7万円とする(物価スライド制)。
- 第12条 細則 会長または副会長が任期中に欠けた時は速やかに後任を選出する。
2. 理事は連続した4卒業回生を一組とする8組の各組より順序に従って1名を選任する。ただし、対象回生は卒業後14年目よりとする。
 3. 理事が任期中に欠けた時はその同一回生が速やかに後任を選出の上、理事会に届け出るものとする。
 4. 監査が任期中に欠けた時は理事会が速やかに選任する。
 5. 副会長2名の場合はそのうち1名は業務引継ぎが速やかに行われるよう他の1名選出の1年後にずらして選任される。
- 第20条 細則 (委員会)
- 委員会を設置する場合は、その目的、職務範囲、期間を明確にしなければならない。
2. 理事会は委員会の会務の執行のため必要な事務を特定の理事に委任することができる。
 3. 委員長は必要に応じて理事会に出席し、意見を述べることができる。
- (会館事務室職員)
- 会館事務室職員の任免は理事会の承認を経て会長が行う。
2. 会館事務室職員は有給とする。
- 第21条、第22条、第26条 細則 「書面をもって」となっている箇所を「書面もしくは電磁的方法をもって」とする。

- * 2003年12月理事会に於いて第12条細則2改定、第16条細則削除を承認した。
- * 2004年7月理事会に於いて第7条細則一部、第17条細則削除。第12条細則2、5及び第20条細則改定。上記細則をすべて承認した。
- * 2022年11月理事会に於いて第6条細則4追加を承認した。
- * 2022年12月理事会に於いて第21条細則、第22条細則、第26条細則の追加を承認した。
- * 2023年11月理事会に於いて第20条細則一部削除。
- * 2024年4月理事会に於いて第12条細則2改定。